

地方独立行政法人市立吹田市民病院 患者利便施設運営事業
(売店、レストラン・職員食堂、カフェ、自動販売機、入院セットレンタル)に係る
プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）における患者利便施設運営事業（売店、レストラン・職員食堂、カフェ、自動販売機、入院セットレンタル）（以下「患者利便施設運営事業」という。）の受託者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 事業名

患者利便施設運営事業

※本事業の参加形態については、単独企業の参加だけでなく、複数企業での参加も認めるものとする。ただし、複数企業で参加する場合は、代表となる企業（以下、「代表企業」という。）が応募すること。

(2) 事業の内容

地方独立行政法人市立吹田市民病院 患者利便施設運営事業仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 病院について

概要

規模	延床面積：39,271.86㎡（病院本体のみ）
病床数	総病床数：431床
構造	鉄筋コンクリート造（免震構造）一部鉄骨造
階数	地上8階、塔屋1階

(4) 患者数、職員数について

入院患者数(1日平均)	385人（2019年度） 307人（2023年4月度）
外来患者数(1日平均)	871人（2019年度） 828人（2023年4月度）
職員数	約1,187人（2023年4月度） （職員887人、委託職員約300人）

新型コロナウイルス感染症の影響下になかった、2019年度を参考に提示しています。

(5) 貸付許可期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

ただし、地方独立行政法人市立吹田市民病院固定資産貸付規程第4条第1項に基づき、年度ごとに貸付申請を行う。

本業務受託業者（以下、受託者という）は、設備等入替えによる準備期間を設ける場合、運営に極力支障なきよう設定し、法人と協議して決定すること。なお入院セットレンタルについては、新規事業となるため、準備が整い次第事業を開始するものとし、令和5年度内に貸付け許可を認めることとする。

なお令和6年度以降において、本事業に係る法人の事業継続が不可能となった場合、法人

はこの許可を解除することができる。

3 参加資格

- (1) 公告日において、代表企業が吹田市の競争入札参加有資格者名簿登載業者であること。
- (2) 吹田市の入札参加資格認定における有資格者名簿に未登録の事業者で、別途必要書類を法人に提出し、法人の参加資格の審査を受け、これに適合した者であること。

提出書類	提出期限	交付方法
一般競争入札等参加資格審査申請書 (一式)	令和5年9月7日(木) 17時まで	法人ホームページより ダウンロード

- (3) 吹田市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から受託者選定日までの間において、指名停止処分を受けた場合は参加資格を失うものとする。
- (4) 公告日から受託者選定日までの間に吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (5) 事業項目「売店」「レストラン・職員食堂」「入院セットレンタル」を令和元年度以降で、それぞれ一度は履行した実績を有すること。ただし、継続して2年以上事業契約履行実績があること。
なお、「レストラン・職員食堂」は、いずれか一方のみの運営でも1事業として認める。ただし、事業実績には「レストラン」「職員食堂」のいずれであるかは明記すること。
- (6) 令和元年度以降に、受託者の責めに帰すべき理由により、契約期間を満了せず中途解約された契約が無いこと。

4 交付資料及び交付方法

交付資料	交付方法
(1) 実施要領(本資料)	法人ホームページよりダウンロード
(2) 仕様書等交付依頼書(様式第1号)	
(3) 参加意思表明書(様式第2号)	
(4) 会社概要、事業実績(様式第3号)	
(5) 質問書(様式第4号)	
(6) 提案書(表紙)(様式第5号)	
(7) 別表「提案項目・内容、評価点」	参加資格を満たす者及び法人の参加資格の審査を受け、これに適合した者に限り (2) 仕様書等交付依頼書(様式第1号)の提出と引き替えに1部のみ交付する。 仕様書等交付依頼書提出期限 令和5年9月7日(木)17時まで 遠方等の理由により、持参による提出が困難な場合は別途相談に応じる。
(8) 仕様書	
(9) 仕様書別紙「売店現行図面」	
(10) 仕様書別紙「レストラン・職員食堂現行図面」	
(11) 仕様書別紙「カフェ現行図面」	
(12) 仕様書別紙「厨房機器現行配置図」	
(13) 仕様書別紙「厨房機器現行リスト」	
(14) 仕様書別紙「自動販売機現行設置場所図面」	
(15) 負担区分表	

5 提出書類の提出期限等

提出書類	提出期限	提出方法
質問書（様式第4号）	令和5年8月18日（月） 17時まで	様式をメール添付にて事務局 メールアドレスに送信
一般競争入札等参加資格審査 申請書（一式）注	令和5年9月7日（木） 17時まで	持参または郵送 持参の場合は、土日祝休日を除く 9時から12時まで及び 13時から17時まで （郵送の場合は、配達証明付書 留郵便に限る。提出期限必着。）
仕様書等交付依頼書（様式第1号）		
参加意思表明書（様式第2号）		
会社概要、事業実績（様式第3号）		
提案書（表紙（様式第5号）含む）	令和5年9月13日（水） 17時まで	

注 吹田市の入札参加資格認定における有資格者名簿に未登録の事業者のみ提出

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書（代表企業のみ）（様式第2号）

イ 会社概要、事業実績（様式第3号）

代表企業と構成企業とで参加する場合は、企業ごとに記載し提出すること。

事業実績について、事業実績を証明する書類（契約書のコピー等）を事業項目ごとに添付すること。なお複数件ある場合は、任意の1件の書類添付のみでよい。

(2) 提出期限

令和5年9月7日（木）17時

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出方法

持参または郵送

(5) プロポーザル参加の可否

受付後、参加の可否を判断し、法人が資格を満たさないと判断した場合のみ電話にて連絡をする。

(6) その他

参加意思表明書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

6 質問及び回答

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、次のとおり提出すること。

ただし、募集についての質問にのみ回答する。原則として、個別の回答はしない。

(1) 提出書類

質問書（様式第4号）

(2) 提出期限

令和5年8月18日（金）17時

(3) 提出方法

電子メールで提出すること。（ワードデータ及び、押印後 PDF 化したデータの 2 種類を送付）

電子メール送付の際は、件名を「患者利便施設運営事業に係るプロポーザルに関する質問について」とすること。

なお、不着等の事故を防ぐため送付後、電話で送付の旨を連絡すること。

(4) 質問への回答

令和 5 年 9 月 1 日（金）17 時までに、法人ホームページ上で回答を公表する。

なお、質問の回答は、実施要領または仕様書の追加・修正とみなす。

7 提案書等の提出

病院の患者向けサービスや利便性の向上、職員への福利厚生への向上を目的とし、仕様書の想定以上の提案も積極的に行うこと。

(1) 提出書類

次のア、イの順に並べて、左綴じ止めで提出すること。

また、提案書（表紙）を 1 ページ目とし、各ページに通し番号を振ること。

ア 提案書（表紙）（様式第 5 号）

イ 提案書（提案①～⑦）（様式自由）

(2) 提出期限

令和 5 年 9 月 13 日（水）17 時

(3) 提出部数

正本 1 部、副本 9 部

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 提案書の内容

別表の提案内容を参照すること。

(6) 留意事項

ア 用紙の規格は A3 版または A4 版、片面印刷で作成すること。

イ 項目毎の枚数を厳守し、具体的かつ簡潔に作成すること。

ウ 仕様書を参照し、事業目的達成のために必要な事項を記載すること。

エ 文字を補完するためにイラスト、イメージ図等を使用することができる。

オ 様式に定められた箇所を除き、社名や商標など意思表明者を確認できるものを表示しないこと。

8 プレゼンテーション及びヒアリング

提出書類の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを下記のとおり実施する。

(1) 実施日

令和 5 年 9 月 28 日（木）から令和 5 年 10 月 6 日（金）のうち 1 日

実施場所等、詳細については、後日通知する。

(2) 注意事項

ア 参加意思表明書受付順に実施する。

- イ 当日配布資料は認めない。
- ウ 提案書の内容、項目の順序に沿ったプレゼンテーションを実施すること。
- エ 提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングには、当該事業責任者が出席することとする。なお、会場に入室できる者は、説明を行う者を含めて5人以内とする。
- オ 1参加者あたりのプレゼンテーションの時間は20分間、ヒアリングに10分間を割り当て、合計30分程度とする。スクリーン及びプロジェクターは法人が用意するものを使用すること。
- カ ヒアリングは、プレゼンテーションの内容及び審査書類に関し行うものとする。

9 選定方法

公募により事業に係る提案書等の提出を受け、提出書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に審査したうえで、患者利便施設運営受託者選定会議(以下「選定会議」という。)によって、優先交渉権者、次点者を選定する。

- (1) 最高得点者を優先交渉権者として選定するものとする。ただし、評価点から価格点を除いた合計点の6割以上を獲得している者とする。
- (2) 最高得点者が2者以上あるときは、法人への使用料還元率が高い者を優先交渉権者とする。
- (3) 提案者が1者の場合であっても、2者以上の場合と同様に提案審査を実施する。
- (4) 評価点及び価格点は別表のとおりとする。

10 審査結果

(1) 審査結果の通知

最終選定結果は令和5年10月17日(火)(予定)までに法人ホームページ上に公表し、審査結果通知書を発送する。なお、審査結果の問い合わせについては一切応じない。

(2) 優先交渉権者との交渉

審査により選定した優先交渉権者と提案内容及び法人の意向について協議調整を行い、決定に至れば受託者として決定する。

ただし、その者が交渉時まで前記3 参加資格の各号の要件を満たしていないと判断された場合や、辞退その他の理由から交渉が不可能となった場合には、次点の者と交渉を行うものとする。

(3) 失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ア 提案書等必要な書類に不備がある、または提出期限に遅れた者
- イ 提出書類に虚偽の記載をした者
- ウ プレゼンテーションの実施に遅れた者
- エ 前記3 参加資格の各号の要件を満たしていないと判断される者
- オ 参加意思表明書を提出した者が審査委員に直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

11 その他

- (1) 各提出書類(質問書含む)の持参・郵送・着信確認の電話等は代表企業のみが行えるものとする。

- (2) 各提出書類（質問書含む）の提出は、土・日・祝休日を除く9時から17時までとする。
- (3) 押印の必要な箇所については、社印及び代表者印を押印すること。
- (4) 本プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円とする。
- (5) 提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (6) 提出書類は、提案者に返却しない。
- (7) 提出書類の受領後の差替え及び再提出は認めない。
- (8) 提出書類以外に必要と認める場合、追加資料を求める場合がある。
- (9) 本提案に係る情報公開請求があった場合は、地方独立行政法人市立吹田市民病院情報公開規程に基づき、提出書類を公開することがある。
- (10) 提出された書類は、本提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。

1.2 提出先

〒564-8567

吹田市岸部新町5-7

地方独立行政法人市立吹田市民病院 病院総務室

電話 06-6387-3348

電子メール shomu@mhp.suita.osaka.jp